

仕 様 書

- 1 役 務 名：防災設備用自家発電装置保守点検役務
- 2 役 務 場 所：北海道勇払郡安平町東早来番外地 陸上自衛隊早来分屯地
- 3 役 務 概 要：防災設備用自家発電装置（一年点検）

4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書によるほか、関係法令・条例等を厳守すること。
- (2) 現場代理人を常駐させ、労務者の監督及び役務の調整を密にし、疑義が生じた時は速やかに監督官と協議すること。但し、契約金額及び工期の変更は行わないものとする。
- (3) 役務の管理は遺漏なく行い、火災等の事故防止には万全を期すること。
- (4) 本役務に先立ち、工程表と共に関係書類を監督官に提出し承認を得ること。
- (5) 役務写真は役務工程（作業前、作業中、作業後）及び隠蔽箇所、その他監督官の指示により撮影し、役務写真帳（A4縦）に整理し提出すること。
- (6) 役務現場及びその周辺は常に整理整頓し、注意が必要となる場合は「注記表示」及びバリケード等により養生をすること。
- (7) 役務場所及び許可された場所以外への無断立入り及び撮影は厳禁とする。
- (8) 本役務に使用する材料について、仮設用材料及び再使用を指定された材料以外はすべて新品を使用し、必要に応じ出荷証明書を添付すること。
- (9) 本役務に使用する、電気、水、機械工具について特記がある場合を除き、全て契約業者にて準備するものとする。
- (10) 本役務完了後1ヶ年において、実施上の不備による損傷等は、契約業者の負担として無償にて修復すること。
- (11) 本役務の完了については、役務完了届けの提出を持って役務完了とする。

5 特記事項

(1) 点検内容・項目

下記に示す項目について、外観・機能・総合点検を実施すること。

- ア エンジン
- イ バッテリー
- ウ 発電機
- エ 制御盤
- オ 運転

(2) 本役務に際し、下記に示す資格を有し実務経験のあるもの

- ア 消防設備点検資格者
- イ 自家発電設備専門技術者

(3) 消防用設備等の報告の様式

消防法第17条3の3（消防用設備等の点検及び報告）に基づき点検し、報告の様式については消防用設備等試験結果報告書の様式のうち「別記様式第24、25」にて報告すること。

(4) その他メーカーの推奨する保守項目に準じ適正に実施すること。

6 点検対象物

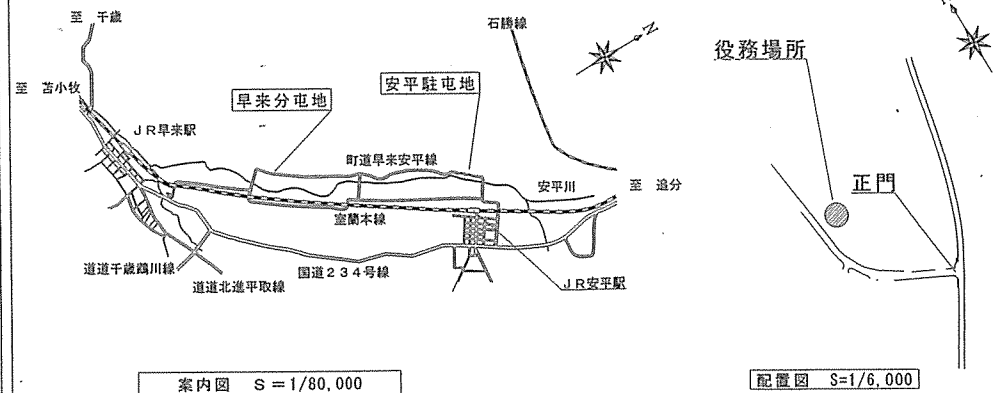
ヤンマーディーゼルエンジン

形 式	3TNE84T-GH2	回転速度	3,000min ⁻¹
名 称	立形水冷441ℓ直噴射式	加給方式	加給機付き
シリンダ-数	3	始動電動機	DC12V 1.7KW
内径×工程	84×90	冷却水量	2.7L
総排気量	1.496L	潤滑油量	7.2L
出 力	29.1KW	使用燃料	軽油

7 交換部品

名 称	数 量
バッテリー	1式
潤滑油フィルタ	1個
燃料油フィルタ	1個
油水分離機フィルタ	1個
機関潤滑油（ヤンマー純正オイル）	7ℓ

8 案内図・配置図



件 名		防災設備用自家発電装置保守点検役務					1 / 1	
図 面 名		仕 様 書					縮 尺	
支処長	総務科長	営繕班長	営繕専門官	電気主任技術者	消防設備点検資格者	設 計		
陸上自衛隊早来燃料支処		総務科		営繕班		令和5年12月7日		